

◇特性を活かした効率的なまちづくり◇

「定住自立圏構想」を進めます

定住自立圏構想とは？

大都市圏への人口流出の防止のため、一定の人口規模がある中心市と、住民生活等において密接な関係がある周辺市町村が、一つの圏域をつくり、その圏域の中でそれぞれが役割や機能を分担しながら、「定住」のために必要な病院や商業施設（スーパーなど）といった生活機能を確保するとともに、「自立」していきける経済基盤を整備しようとするものです。合併自治体の場合は、市全体を一つの圏域とみなして取り組むことができます。

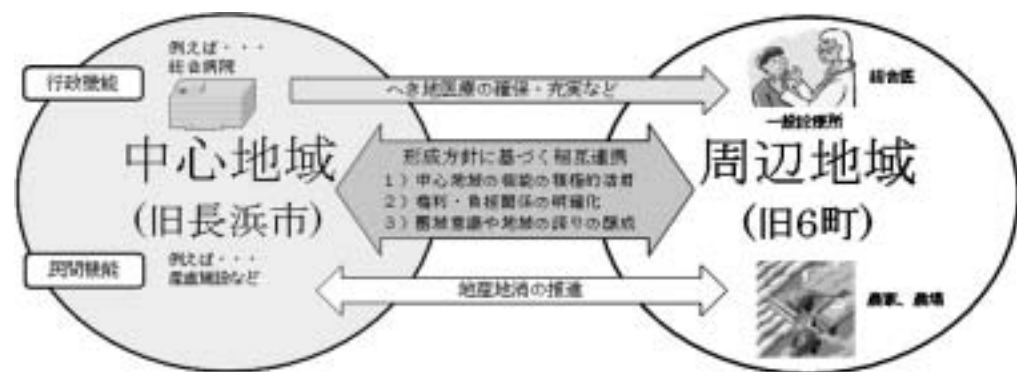
中心市宣言を表明

合併市を一つの圏域とする場合は、人口最大の旧市が中心地域となるため、旧長浜市を中心地域と位置付け、構想の最初のステップである中心市宣言を11月29日（月）に行いました。

今後、中心地域と周辺地域が役割分担し、連携していくことを明示する「定住自立圏形成方針」及び、具体的な取組を示す「定住自立圏共生ビジョン」を策定していきます。

なお、ビジョン策定後は国から特別交付税措置等の財政支援が受けられます。

問 新市政推進戦略課（☎65—6505）



＜総務省の定住自立圏イメージ図をベースに作成したものです＞
総務省関連ホームページ：<http://www.teijyu-jiritsu.jp/index.html>

受付を開始します

しようがいのある人に紙おむつ等の支給と訪問美容サービス

○紙おむつ等の支給

平成23年1月1日時点で次の要件をすべて満たし、かつ前1年間に6か月以上在宅で生活していた人に、紙おむつ・おむつかバー（5万4千円相当分）を現物で支給します。

- ・1、2級の身体障害者手帳（肢体不自由）または重度（A1、A2）の療育手帳の交付を受けている人
- ・満3歳以上65歳未満の人
- ・平成21年分の所得税が非課税世帯の人
- ・しようがいにより常時おむつが必要で、現に使用している人
- ・施設に入所されている人や、日常生活用具給付等事業で紙おむつの交付を受けている人は除きます。

○訪問美容サービス

自宅訪問による理美容サービスを実施します。自己負担はありません。対象者は、平成22年7月1日から12月31日までのうち3か月以上在宅生活をされていた、所得税が非課税世帯の人で、次のいずれかの条件に該当する人です。

- ・1月1日現在、身体障害者手帳（肢体不自由）1、2級か療育手帳最重度、重度の交付を受けている65歳以上の人
- ・1月1日現在、身体障害者手帳（肢体不自由、視覚しようがい、内部しようがい）1、2級か療育手帳最重度、重度、精神障害者保健福祉手帳1級、2級の交付を受けている人で、しようがいのある人のみの世帯またはそのしようがいのある人と同居している人すべてが65歳以上の世帯の人

【受付期間】

平成23年1月4日（火）～31日（月）※平日のみ
【申請時に必要なもの】
交付を受けている手帳、印鑑

申請しようがい福祉課しようがい福祉グループ（☎65—6518）
各支所福祉生活課

ご利用ください

高齢者の紙おむつ等購入費助成と理美容サービス

寝たきり等の高齢者の皆さんに気持ち良く過ごしていただけるように、紙おむつ・おむつかバーの購入費の助成券（2万7千円分を年2回）の交付と自宅訪問による理美容サービス（無料を年2回）を実施します。

【対象】

平成22年7月1日から12月31日までのうち3か月以上在宅で生活されていた65歳以上の所得税非課税世帯の人で、次の①から③のいずれかに該当する人

- ①平成22年7月1日時点で介護保険法による要介護4または5の認定を受けている人
- ②紙おむつ等購入費助成は要介護3の人も対象
- ③福祉手当受給者

【受付期間】

平成23年1月4日（火）～31日（月）※平日のみ



申請 高齢福祉介護課（☎65—7789）
各支所福祉生活課

パブリックコメント

「長浜市みどりの基本計画一部改定(素案)」についてご意見を募集します

『緑の基本計画』は、都市緑地法に基づき、みどりの現状やみどりに対するニーズを踏まえ、独自性や創意工夫を発揮し、まちのみどりについて将来のあるべき姿と、それを実現していくための施策などを定める基本計画です。

市では、平成22年1月の市町合併により対象となる市域が拡大し、本市を取り巻くみどりの状況も変わっていることから、みどりの基本計画の見直しも必要になり、庁内の職員を構成員としたワーキングチームにおいて検討を重ね、市民、学識経験者等で構成する策定委員会により、現計画の一部改定作業を進めてきました。

今回、合併後の市域に対応した「長浜市みどりの基本計画」として計画の一部を改定する素案がまとまりましたので、広く市民の皆さんのご意見を伺い計画に反映するため、下記のとおりパブリックコメントを実施します。市のみどりの将来像を見据え、ご意見を願います。



【募集期間】 12月15日（水）～平成23年1月14日（金）

【閲覧場所】 都市計画課、市政情報コーナー 市ホームページ <http://www.city.nagahama.shiga.jp>

【提出方法】 任意の様式に住所・氏名・電話番号を明記し、直接持参・郵送・FAX・Eメールのいずれかで下記まで

提出先・問合せ先 都市計画課都市整備グループ（〒526-8501 長浜市八幡東町632番地、☎65—6541、FAX65—6540、Eメール:toshikei@city.nagahama.lg.jp）

市民税の寄附金税額控除が拡充されました

所得税の寄附金控除となっている寄附金の範囲内で、個人住民税の寄附金税額控除の対象となる寄附金を市が条例指定しました。

長浜市税条例により指定した団体一覧 （全て社会福祉法人）

- 青祥会
- 達真会
- 湖北真幸会
- 芳醇会
- 信愛
- おおそら福祉会
- 光寿会
- 香雲会
- 長浜市社会福祉協議会
- 尊徳会
- 湖北会
- 近江幸楽会
- ぼてとファーム事業団
- ははのくに
- 愛悠ものの会

※滋賀県では、上記の団体は条例指定されていませんので、県民税の控除対象にはなりません。

☆寄附金控除を受ける手続きについて

詳しくは市のホームページをご覧ください。
ホームページ <http://www.city.nagahama.shiga.jp>

問 税務課市民税国保料G（☎65—6524）

ご自宅に眠っていませんか？

乳がん・子宮がん検診 無料クーポン券

申込締切
12月28日（火）
まで



【子宮がん検診クーポン配布者】

平成 元年4月2日～平成 2年4月1日生
昭和59年4月2日～昭和60年4月1日生
昭和54年4月2日～昭和55年4月1日生
昭和49年4月2日～昭和50年4月1日生
昭和44年4月2日～昭和45年4月1日生

【乳がん検診クーポン配布者】

昭和44年4月2日～平成45年4月1日生
昭和39年4月2日～昭和40年4月1日生
昭和34年4月2日～昭和35年4月1日生
昭和29年4月2日～昭和30年4月1日生
昭和24年4月2日～昭和25年4月1日生

ご利用にあたっては、**事前に予約が必要**です。
下記までお申込みください。
ご自分の健康のため、愛する家族のため、健診を受けましょう。

問 健康推進課（☎65—7779）